

令和4年度 第5回総会

議 事 録

堺市農業委員会

## 1 開催日時及び場所

日 時 令和4年8月4日（木）午後1時30分から午後2時5分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

## 2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 13人

芝 尾 恭 典	西 尾 朝 嗣	光 田 裕 次
檀 野 隆 一	柳 下 清 隆	山 本 光 男
松 川 幸 男	池 上 正 昭	山 本 一 彦
中 野 元 裕	藤 田 昇	北 井 秀 信
橋 本 雅 世		

(3) 欠席委員

田 中 宏

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 12人

小 林 義 博	井 上 和 夫	野 里 孝 雄
中 尾 美 昭	高 岡 一 平	塔 本 順 一
藤 原 武 平	岸 田 勝 夫	寺 山 忠 夫
岡 所 次 郎	重 谷 勝 次	坂 口 竹 四 郎

(5) 欠席委員

野 口 宜 律

## 3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局 長 名 越 幸 司

事務局 次 長 河 辺 眞 佐 彦

主 幹 西 本 和 子

主 幹 山 本 幸 夫

立 石 竜 也

#### 4 付議事項

- 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第30号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第32号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について
- 議案第33号 堺市農業委員会総会規則の一部改正について
- 報告第23号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第24号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第25号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について
- 報告第26号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第27号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

## 5 会議の概要

議長（檀野隆一会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和4年度第5回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において芝尾恭典委員、光田裕次委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中13名でございます。また、農地利用最適化推進委員は12名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第27号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計12件であります。

それではまず、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第23号から第26号について、ご説明いたします。

まず、受付番号第23号は、申請地は北区金岡町で生産緑地地区内にあり、周辺は田、水路、宅地及び道路に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計899平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第24号は、申請地は美原区多治井で市街化調整区域内にあり、周辺は田、宅地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は891平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第25号は、申請地は中区深井畑山町で市街化区域内にあり、周辺は畑、宅地及び道路に囲まれており、地目は畑1筆、面積は5.08平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第26号は、申請地は美原区平尾で市街化調整区域内にあり、周辺は田、雑種地、農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は793平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上4件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第2号をご説明いたします。

受付番号第2号は、自己転用するものです。申請人は東区北野田に居住する農業者で、申請地は東区北野田の田1筆、面積は169平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、現在居住の住居が手狭なため、農家住宅を建築するものです。

申請人の年間耕作日数は100日、市街化調整区域内の耕作面積は7,731.52平方メートルです。

申請は令和4年7月19日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については敷地内に汚水枡を設置し、北側道路污水管に接続する計画です。雨水については敷地内に雨水枡を設置し、北側道路雨水管に接続する計画です。周囲にはブロック3段積のうえ、ネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請につい

て」をご説明いたします。受付番号第14号から第22号をご説明いたします。

まず、受付番号第14号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は中区深井東町の運送業を営む法人で、申請地は中区福田の畑1筆、面積は23平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は現在使用している駐車場の入り口を拡張するため、本申請地を使用するものです。

申請は令和4年7月19日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、隣接の既存駐車場の既存雨水桝より北側道路雨水管に接続する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません。特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第15号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は美原区阿弥の農業実行組合で、申請地は美原区阿弥の田1筆、面積は199平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は現在使用している農業用倉庫が近隣の住環境に悪影響を及ぼしているため、本申請地を賃借し、農業用倉庫として使用するものです。

申請は令和4年7月19日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法第5条第2項第1号ロに該当し、第1種農地です。

本申請地は第1種農地であります。農地法施行令第11条第1項第2号イ、農業用施設等その他地域の農業の振興に資する施設のため、不許可の例外に該当いたします。

被害防除については、汚水については、敷地内に会所を設置し、浄化槽を通じ西側水路に放流する計画です。雨水については、敷地内に会所を設置し、西側水路に放流する計画です。周囲にはブロック積みのうねフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第16号は、所有権を移転し転用するものです。申請

人は大阪市平野区長吉出戸3丁目の造園業を営む法人で、申請地は中区上之の田1筆、面積は614平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は現在使用している資材置場が手狭となったため、事業所から近距離にある本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和4年7月19日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地ですが、他の土地も検討した結果、代替性は無いものと判断されたものです。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砂利敷及び芝敷による自然浸透する計画です。周辺被害防除については既存のコンクリート擁壁を使用する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第17号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が東京都中央区日本橋室橋2丁目の不動産業を営む法人で、申請地は美原区黒山の田1筆、面積は838平方メートルのうち748平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は近隣でオープン予定である商業施設の従業員用の駐車場が不足しているため、本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年7月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内に新設素掘り側溝を設置し西側水路へ放流する計画です。周囲にはピン柵・ロープ及びフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第18号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が東京都中央区日本橋室町2丁目不動産業を営む法人で、申請地は美原区黒山の田1筆、面積は1,273平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は近隣でオープン予定である商業施設の従業員用の駐車場が不足しているため、本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年7月20日、同日農業委員会受付となっております。



農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内既設U字溝及び新設素掘り側溝より北西側水路へ放流する計画です。周囲にはピン柵・ロープを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第19号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が東京都中央区日本橋室町2丁目の不動産を営む法人で、申請地は美原区黒山の田1筆、面積は901平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は近隣でオープン予定である商業施設の従業員用の駐車場が不足しているため、本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年7月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第2号ハに該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内既設側溝及び新設素掘り側溝より東側及び南側水路へ放流する計画です。周囲にはピン柵・ロープ及びフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第20号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が東京都中央区日本橋室町2丁目で不動産を営む法人で、申請地は美原区黒山の田1筆、面積は1,345平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は近隣でオープン予定である商業施設の従業員用の駐車場が不足しているため、本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年7月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第2号ロに該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内新設素掘り側溝より西側水路へ放流する計画です。周囲には

ピン柵・ロープ及びフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第21号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が東京都中央区日本橋室町2丁目で不動産業を営む法人で、申請地は美原区黒山の田3筆、面積は合計2,652平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は近隣でオープン予定である商業施設の従業員用の駐車場が不足しているため、本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年7月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内新設素掘り側溝より西側水路へ放流する計画です。周囲にはピン柵・ロープ及びフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第22号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が美原区今井の建設業を営む法人で、申請地は美原区小寺の田1筆、面積は930平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は現在使用している資材置場が手狭となったため、本社から近距離にある本申請地を賃借し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和4年7月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地ですが、他の土地も検討した結果代替性はないものと判断されたものです。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内に会所を設置し、東側水路へ放流する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません。特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨をご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第30号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第30号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第5号から第7号をご説明いたします。

まず、受付番号第5号は、相続人が中区陶器北に居住する農業者で、申請地は中区福田の田1筆、面積は1,092平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第6号は、相続人が北区野遠町に居住する農業者で、申請地は北区野遠町の田2筆、面積は合計1,600平方メートル、現在は農地として利用されていない状態です。

次に、受付番号第7号は、相続人が中区東山に居住する農業者で、申請地は中区平井の田1筆、面積は962.45平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第34号から第37号をご説明いたします。

まず、受付番号第34号は、申請地は中区福田の田畑3筆、面積は合計1,997平方メートルで、現在ハウスの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第35号は、申請地は東区日置荘原寺町の田1筆、面積は353平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第36号は、申請地は南区稲葉1丁の田1筆、面積は2,234平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第37号は、申請地は西区菱木4丁の田1筆、面積は583平方メートルで、現在休耕の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨をご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のと

おり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第32号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第32号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」をご説明いたします。受付番号第1号をご説明いたします。

受付番号第1号は、農園開設主体が大阪市中央区釣鐘町2丁目不動産業及びまちづくりの推進を図る事業を営む法人で、申請地は北区長曾根町の生産緑地で田1筆、面積は926平方メートルのうち761.67平方メートルで、堺市、所有者及び農園開設者による協定及び承認後、所有者と農園開設者が賃貸借契約を結ぶものです。市民農園の区画数は46区画、農園利用者への貸付期間は1年間です。なお承認後土地所有者は見回り、除草、清掃、点検や周辺住民からの相談対応等、年間200日以上従事する計画です。

なお、当該地区協議会におきまして承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認いたしま

す。

続きまして、議案第33号「堺市農業委員会総会規則の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第33号「堺市農業委員会総会規則の一部改正について」をご説明いたします。

改正の趣旨でございますが、重大な感染症のまん延防止措置の観点から、又は大規模な災害等の発生等により、総会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合等において、総会の開会場所への参集が困難な農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員から映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による総会への出席の求めがある場合における出席に係る特例を定めることとし、所要の改正を行うものでございます。

改正案の内容について、ご説明します。お手元の「議案説明書」をご覧ください。

表紙から3枚目のものが、「堺市農業委員会総会規則の一部を改正する規則」案、4枚目からが「新旧対照表」となっております。新旧対照表は、横長で、左が現行の条文、右が改正後案の条文となっております。

それでは、「新旧対照表」の1ページ目をご覧ください。

今回ご提案しております改正点についてご説明いたします。

右側の欄の改正後案、下線が引かれております第4条をご覧ください。この第4条が、ただいまご説明した「出席に係る特例」に関して、新設した条文でございます。

第1項で、総会会場に実際に参集することが困難な委員等（委員等とは、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員をさします）がある場合、会長は、「映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下、『オンライン』という。）により、総会会場以外の場所から委員等を総会に参加させることができる、と規定しております。

同項第1号、第2号においては、オンライン出席ができる場合の内容

について規定しております。

第2項においては、オンライン出席をする場合、あらかじめ委員等が会長に申し出て、許可を得なくてはならないことについて規定しております。

第5項においては、オンライン出席をした委員は、総会議場での出席の報告並びに総会議場での議席及び議席番号等に関する規定を適用しない旨規定しております。

そのほか、採決の方法や、第4条を新設したことによる条番号の繰り下げなどに関して、必要な修正を行っております。

表紙から3枚目のものが、ただいまご説明した新旧対照表の内容について改正を行うための「一部改正規則案」となっております。

一番下の行をご覧ください。附則として記載のとおり、改正規則の施行日を、令和4年9月1日としております。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありますか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第23号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第27号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第23号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第27号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告につい

て」までの計5件を一括してご説明いたします。

まず、報告第23号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は16件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第24号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第25号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は2件ございました。まず、受付番号第3号は申請地が南区富蔵の畑1筆、面積は2,115平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。次に、受付番号第4号は申請地が北区金岡町の田2筆、面積は合計899平方メートル、離作補償はありで、双方合意によるものです。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

次に、報告第26号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。まず、受付場番号第14号は申出者が子で主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第16号は、申出者が本人で主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第17号は、申出者が本人で主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第18号は、申出者が本人で主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出が提出されました。いずれも案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第27号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。まず、受付番号第19号は、申請地が中区檜葉の田2筆で面積は合計526



平方メートル、現況は資材置場、経過年数は15年以上、次に受付番号第20号は、申請地が南区泉田中の田畑2筆、面積は合計284平方メートル、現況は雑木林、経過年数は15年以上、次に受付番号第21号は、申請地が南区片蔵の田5筆、面積は合計1,156平方メートル、現況は雑種地、経過年数は1筆目は不明で他4筆は5年以上、次に受付番号第22号は、申請地が東区石原町2丁の田12筆、面積は合計91.69平方メートル、現況は農業用道路、経過年数は15年以上、次に受付番号第23号は、申請地が中区榎葉の畑1筆、面積は182平方メートル、現況は住宅、経過年数は50年以上、次に受付番号第24号は、申請地が南区泉田中の畑1筆、面積は102平方メートル、現況は住宅、経過年数は50年以上でした。以上、6件全て非農地である旨の報告を、いずれも総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和4年度第5回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

## 採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第27号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第28号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第29号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第30号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第31号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第32号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第33号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第23号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第24号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第25号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第26号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第27号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会

長

檀野隆一

委

員

菅尾恭典

委

員

光田裕次